

神社本庁の 「不動産不正取引」 疑惑の本質

神社本庁 頁

元幹部職員が
告発した理由

全国の有名神社の宮司人事に強引に介入したり、歴史ある社家の追放を画策して訴訟沙汰や有名神社の脱退騒ぎが起きている神社本庁（本部・東京都渋谷区。田中恆清総長・石清水八幡宮宮司）の土地取引にまつわる不正疑惑。本誌七月号で紹介したが、今回、神社本庁の元幹部職員の関係者から詳細な事情を聞くことができた。全国の神社を包括する宗教法人神社本庁を取り巻く疑惑についてレポートする。

神社本庁の不正は元幹部職員I氏の内部告発により明らかになったものだ。筆者は十一月下旬、I氏の関係者のA氏から詳しい事情を聞いた。

A氏によると、I氏は一六年十二月に神社本庁の複数の役員に対して「檄―己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求めると題した文書を

檄―己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を
本年五月、神社本庁役員会における松山理事（当時）の不当
却を巡る疑惑は、その後、五月、十月の定例評議員会で開かれ
続き上の問題に関してはやり取りに終結し、関係者に影響を
の間、二度にわたり関係者宛に送付された匿名文書に
ラインネットワークにおける議論が今尚継続して
私は本事件に関する内情を知る者であり、この事象を
はないと自覚し、この「懸念」を認めるに至ったのである
何ら経費の支弁もなく職舎からの転居を余儀なく
そして同時に、今思へば裏に空疎な「伝言」が
いま本部長会で先知の方針に賛成して
総務部長、眞田秘書部長の隠微な理由によ
じつとも、「過去の業績」を理由に
しまったこと。更に平成十年の
ス社との交渉で、

取材・文 ● 伊東北十

手渡した。そこに至るまでの経緯は、同年五月二十三日に神社本庁役員会で、今期限りで退任する松山文彦理事が、「前年の役員会で百合丘職舎（川崎市）の売却処分賛成してしまっただが、売却直後に旧職舎には売却価格を大幅に超える三億円の根拠当権が設定された。結果的に神社本庁が損失を被ることとなったが、そうした案件に賛成してしまったことをお詫びしたい。今後は、不動産の売却を協議する場合は、

きちんとした資料で提案されることを事務局に要望する」

と発言し、公式の場で初めて話題に上ったという。

同じ時期に神道政治連盟の打田文博会長（静岡・小國神社宮司）が、神社本庁の職員に指示して、旧知の不動産会社（株）ディンプル・インターナショナル（以下、ディンプル社）に神社本庁の所有不動産を廉価で売却させているという話が流れた。

五月二十三日の松山理事の指摘から三日後に行なわれた評議員会でも、芦原高穂評議員が百合丘職舎の売却について質問し、木田孝朋財政部長が事務手続きには瑕疵がなかった旨を説明している。

ところが、六月に「神社本庁役員疑惑について」と題した匿名の投書が神社本庁に送付され、I氏も投書への対応について説明を受けている。さらに八月にも匿名の投書「神社本庁百合丘職舎売却に関わる問題点を共有し、

神社本庁及び神社界の正常化の第一歩に！」が神社本庁を含む関係者に送付されたが、このときはI氏ら神社本庁の職員には説明がなかったため、I氏は後になってから知ったという。I氏は二回目の投書を神社新報社（神社本庁の機関紙的な専門紙『神社新報』の発行元）の関係者から入手。この投書には関連する不動産登記が添付されており、I氏はこの時点で噂されている疑惑には真実性があるのではないか、と思っただという。

A氏によると、I氏が不動産取引に詳しい弁護士に入手した不動産登記簿や資料を見せると「典型的な土地ころがしですね。刑事事件になる案件です」と言われたという。

しかし、神社本庁内部の不祥事になりかねないので、しばらくは本庁内部の自浄努力による解決を待っていたが、十月十四日に開かれた前年度決算を審議する評議員会で、芦原氏が五月に続いて再度、百合丘職舎の売却を質問し

たにもかかわらず、木田財政部長や田中総長は「手続きに問題はなかったが、今後は疑惑を持たれることのないよう注意する」旨を答弁しただけで評議員会は終了している。

その一方で、木田部長の前の財政部長だったS氏に責任を負わせようとす
る動きが、神社本庁の眞田宣修書部長の主導で行なわれたという。I氏自身も、庁舎内で、来庁していた打田神道政治連盟会長に呼び止められ、「S君は今度失敗したらもう後はないんだよ。そのことを君もよく理解するように」といった内容の警告を受けたという。I氏は「これからもよろしく」と言っ
てその場を離れたが、神社本庁の人事権のないはずの打田会長が、裏で執行部と結託して職舎の不正売却の隠蔽に
関与していることを確信したという。

公安警察官の 不可解な対応

神社本庁内部で疑惑を隠蔽しようとする

する動きが露骨になり、当時の財政部長だったS氏に責任を取らせようとす
る卑劣な動きに我慢がなくなつた
I氏は、一六年十二月十日頃、自ら実

名で執行部を糾弾した檄文を執筆し、
田中総長や打田会長の息のかかつてい
ないと思われる役員に手渡ししている。
ところが、そのことが田中総長らに知
られて懲戒解雇処分を受けることに
なつた。その経緯は以下のようなこと
だつた。

まず、一七年三月、I氏は旧知の仲
だつた警視庁公安三課のA警部補に相
談。この際、資料や自らの内部告発文
等を見せたという。その後、そのこと
をA警部補と同じ公安三課のT警部補
が知り、別の神社本庁の職員を通じて
I氏に連絡をとり、面談することに
なつた。I氏はT警部補及び同三課の
M警部補と新宿の喫茶店で会つて説明
した。

I氏は、A警部補に提出した告発文
や資料一式と警視庁宛の嘆願書等も、
個人名は出さないことを条件に彼らに

提供したという。ところが、T警部補
は、I氏の提供した資料を打田会長か
もしくは神社本庁執行部に渡していた
のだ。

T警部補は四月十三日、I氏に電話
で連絡してきて、打田会長に会つたが
疑惑を否定したことを伝え、「自分が
できるのはここまでだから、後は告発
なりしてもらうしかない」と言い放つ
たという。また、「いろいろ気をつけて
ほしい」とも口にしたという。

その時点でI氏は、まさかT警部補
が神社本庁側に資料を渡したとは思つ
ていなかったが、同日の夕刻に原田秘
書部長から「話があるので十七日の夕
方に会いたい」との連絡があり、出向
くと、応接室で原田氏が「公安三課の
Tさんを知っているか」と尋ねてきた。
そして、I氏がT警部補に提供した資
料一式を見せたらうえ、携帯電話でT警
部補に連絡、I氏と話をさせたという。
このためI氏は、嘆願書や告発文を書
いたことを認めざるを得なかつた。

さらに原田氏は田中総長を呼び、I
氏は総長からも尋問を受けることに
なつた。ここで、自分がT警部補に話
した内容が総長側に全て伝わっている
ことを知つたという。

そうしたなかで四月十九日に神社本
庁役員会が開催され、田中総長が調査
委員会のメンバーを発表。さらに怪文
書に対しては告訴すると話し、文書作
成に関わつた職員や役員の名前も発覚
したと明言していったという。その後も
I氏は内田智・神社本庁顧問弁護士の
尋問を受けたうえ、I氏以外の職員も
田中総長や、総長側の役員や内田弁護
士に尋問されていたという。

A氏はこう言つて憤る。

「I氏は自分の名義で書いた嘆願書や
“檄”告発文の執筆は認めているが、
疑惑のきっかけとなつた匿名の投書や
怪文書には全く関与していないと言つ
ています。生真面目なI氏は、疑惑を
隠蔽しようとした田中総長や執行部に
業を煮やし、告発したために解雇され

ることになった。それにしてもI氏の相談事に警視庁の公安警察官の対応はあまりにいい加減でした」

十月、I氏は神社本庁に対して解雇を取り消すよう提訴。同時に自分を売ったT警部補に対する苦情申し立てを公安委員会に対して提出したという。

一方、田中総長側は、I氏が反田中派役員の指示の下、田中追い落としのために怪文書を作成し、自らが作った文書を元に告発文を配布し、警視庁に嘆願書を提出したという絵図を想定しているようだ。A氏を見せしめとして解雇したことで、反田中派の動きを抑え、不動産の不正売却の疑惑をも葬り去ろうということなのだろう。

払拭されない疑惑

八月一日に「秘書発第三三三三号百合丘職舎売却に関する件（報告）」が田中総長の名で出されているが、その調査報告の要旨抜粋を見ると神社本庁の

考え方がよくわかって興味深い。

たとえば「③百合丘職舎売却方法の妥当性」には次のように書かれている。

神社本庁では財産を処分する方法として、財産規程第三十七条で、原則として契約は競争入札によらなければならぬとし、例外として「競争入札に付することが特に不利又は不可能な場合又は軽微なもの」については随意契約によることができるとしているが、

百合丘職舎売却にあたり、神社本庁は競争入札の方法を採らず、規程上例外的な随意契約の方法を採っている。しかしながら、神社本庁には競争入札を行う上での運用に関する手続きを定め

た規程がなく、これまでも同規程による競争入札を行った運用例も見当たらない。百合丘職舎売却において財政部

が競争入札と随意契約いづれによるべきか検討した形跡はなく、平成二十四年十一月二十七日に売却された青山職舎及び中野職舎（注・二件とも東京都

内）の事例を参考に、両職舎が随意契約の方法により売却されていたことからそれに倣った。

このような実情を踏まえるならば、競争入札の手続きを定める規程や運用例が存在しない以上、競争入札を行わなかったことを責めるのは酷であり、神社本庁は「競争入札に付することが不可能」な状況にあったものと評価出来る。

つまり今まで随意契約で売却してきたのだから問題なし、ということだ。ちなみに青山・中野職舎もディンプル社に売却されている。

売却価格が不当に安かったという指摘については、報告書には次のようである（全文ママ）。

ディンプルは、神社本庁から買ひ受けた後、必ずしも取得価格以上で売却出来るとは限らないといふリスクを負っていること、クリエイイト西部

(注・不動産業者)に売却出来たのは買主を探す努力をしたこと、不動産取引実務上、取得価格に十五%上乘せしめて転売することがないわけではないこと、神社本庁が二億二四〇万円と売却出来る可能性があったのに一億八千四〇〇万円で売却したのは不当ではないかとの見解は必ずしも妥当とは言えない。

ディンプル社は職舎購入後に即日転売しており、クリエイト西部は購入した土地に三億円の根抵当権を設定していたのだから、実質三億円の土地を一億八千四〇〇万円で売却している。しかも売却前の土地評価の不動産鑑定士もディンプル社が依頼していた。

田中総長は同文書の中で、「この報告書を受け、疑念は払拭され、青天白日のものとなったと存じます」と揚言しているが、必ずしもそうとは言えないように思われる。

しかも、だ。ディンプル社の過去の

取引先関係者には、反社会的勢力がいる疑いがあるという疑惑も浮上しているようだ。先のI氏が自ら実名で告発文を書いたり、旧知の警察官に相談して嘆願書を書いた理由も、この反社疑惑からだったという。

この点については、まだ明確な結論は出せずにいるので、今後の取材で新たな事実が判明すれば追って報告したいと思う。

それにしても宗教法人関係の取材は、内部関係者からの証言がないと、極めて難しいのである。神社本庁に取材を申し入れても「その件は顧問弁護士に一任しているのでこちらでは答えられません」と言われ、その弁護士に連絡しても「守秘義務があるので答えられません」で、取りつく島もなく終わってしまう。

しかも、神社本庁や神道政治連盟は、改憲勢力の一翼を担う巨大な影響力を持った団体であり、現政権とも密接な関係にある。告発者のI氏を裏切った

警視庁の公安警察官にしても、どちらに付くのが自分にとって得かを考えれば、当然の結論だったのかもしれない。

警察だけでなく、メディアも同じだ。I氏は十一月に「女性セブン」の取材を受けているが、掲載された記事(十一月二十三日号)では、内部告発や不動産取引に関する疑惑は反田中派の小串副総長(八月に辞任)と田中総長との間の権力闘争として扱われており、

総長側が流布した権力闘争のために疑惑がでっち上げられたというストーリーに沿った記事となっている。

確かに神社本庁内部の反田中派が怪文書や投書を作成したという可能性は否定できないが、疑惑自体が事実無根の言いがかりというのは、ディンプル社と神社本庁間の不動産取引の実態を見る限り無理があるように思われる。

暴走を続ける神社本庁

これまで本誌で採り上げてきた、田

中総長や神社本庁による全国各地の有名神社に対する人事介入では、極めて強引な手法がとられており、その結果、大分県の宇佐八幡宮の到津家や、香川県冠纓神社の友安家といった由緒ある社家（宮司家）が、追放されようとしている。

宇佐八幡宮の到津家の地位保全訴訟は、一八年二月に判決が下される。現宮司の小野崇之氏は、先に紹介したI氏の告発文「檄」の文中にも登場しているもので、その部分を紹介しよう（全文ママ）。

私は本事件に関する内情を知る者であり、この事態を黙って見過ごすことは、道義上許されるものではないと自覚し、この「檄」を認めるに至ったのである。それ故にまづ、私自身が斯界関係者、そして何ら経費の支弁もなく職舎からの転居を余儀なくされた若手職員の方々にお詫びするものである。そして同時に、今思えば実に空疎な

「危機管理対策」の名のもとに、職舎売却の真の目的を見抜けないまま、部長会で売却の方針に賛成してしまったこと。そして売却先の決定に当たっては、当時の小野総務部長、眞田秘書部長のS（原文は実名）財政部長に対する「早く売れ、何をしているんだ！」

の合唱に疑問を感じつつも、「過去の実績」を理由とした「ディンプル・インターナショナル」との随意契約に同意してしまったこと。更に平成十年の『私たちの皇室』創刊に当たっては、担当職員としてメディア・ミックス社

との交渉で苦しい思ひをした経験があるにもかかわらず、職舎売却先の「ディンプル・インターナショナル」がメディア・ミックス社の関連会社であることに、職舎疑惑が明るみになるまで気づかぬままであったこと。そして遂には今回の職舎売却処分を見過ごしてしまひ、結果として全国神社、およびその関係者からの浄財からなる神社本庁の財産を捨てるに等しい行為に

加担してしまったことは、全国の神社関係者に対して真に申し訳なく、また悔しくてならない。

戦後間もない一九四六年一月に「各神社の親睦を目的とした緩やかな連合体」として発足した神社庁が、安倍政権の掲げる改憲の賛助団体として活発な政治活動を行う一方、不正疑惑や内紛が囁かれる現実。また神社本庁の人事介入や加重な上納金（有名神社では一千万円にもなる）を嫌って脱退する神社も出てきている。

一七年六月には「深川の八幡様」として知られ、天皇・皇后両陛下も例大祭を行啓幸された富岡八幡宮（東京都江東区）も、神社本庁からの離脱を決定しており、神社界の刷新が必要とされているのは間違いないのである。

伊東北斗（いとうほくと）

業界紙記者を経てフリージャーナリストに。ジャンルを問わず幅広い取材活動続ける。